

令和4年度 第3回富士市総合教育会議

会 議 録

開催日

令和5年 2月22日 水曜日
 開 会 15時00分
 閉 会 16時20分

会議場

富士市教育プラザ 1階会議室1～3

出席者の氏名

市 長	小長井 義 正	教育委員	篠 原 均
教 育 長	森 田 嘉 幸	教育委員	松 田 靖 子
教育長職務代理者	和久田 恵 子	教育委員	塩 谷 知 一

出席職員（事務局）の氏名

教育次長	江 村 輝 彦	博物館長	植 松 良 夫
教育総務課長	味 岡 俊 雄	特別支援教育センター参事補兼主幹	藤 森 三 奈
学校教育課長	齋 藤 文 徳		
学務課長	榎 俊 英	教育総務課調整主幹	小長谷 聡
社会教育課長	吉 田 和 洋	教育総務課参事補兼主幹	吉 村 直 也
文化財課長	久保田 伸 彦	教育総務課主幹	遠 藤 綱 輝
中央図書館長	大 川 英 子	教育総務課指導主事	米 田 一 也
富士市立高校事務長	青 木 洋	教育総務課指導主事	山 田 英 雄
教育研修・特別支援教育センター所長	川 崎 里 恵		
青少年相談センター所長	川 口 壽 彦		傍聴人2名

議題（動議）及び議事の概要
 （議 案）

議第3号 特別支援教育における富士市の状況

開会
事務局
(開会)

市長あいさつ
市長

皆様、こんにちは。

教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、第3回総合教育会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回の議題は、「特別支援教育における富士市の状況」であります。現在少子化が進む一方、特別な支援を必要とする児童生徒につきましては、急増している状況であります。誰一人取り残さない社会を実現していくためには、この課題について喫緊に対応することが重要であると考えています。しかしながら、日本で実施している特別支援教育につきましては、昨年9月に国連から見直しの勧告がされております。

本日は、この国連勧告において指摘された内容について、また、その勧告に対する国の考え方について、確認していきたいと思います。そして、この国連勧告と国の考え方を踏まえた上で、本市の特別支援教育の現状と課題を共有し、障害のある子供と障害の無い子供が、可能な限り共に学べる環境づくりについて、委員の皆様と意見交換をしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

事務局

ありがとうございました。

本日のテーマは、「特別支援教育における富士市の状況」についてであります。

それでは、これから議事に移りたいと思います。議事の進行につきましては、この会の主宰者であります小長井市長にお願いいたします。

市長、お願いします。

議事

議第3号「特別支援教育における富士市の状況」

市長

はい。それではこの後、私が進行役を務めさせていただきますので、御協力のほど、よろしく申し上げます。

それでは早速議事に移ります。次第をご覧いただきたいと思います。議第3号、特別支援教育における富士市の状況についてですが、今回は、特別支援教育に関する国連と国の見解の違いを確認し、それを踏まえた上で、富士市の状況について、教育委員の皆様と意見交換をしたいと考えております。

ではまず、意見交換の前に、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局

（「特別支援教育における富士市の状況」について、資料に基づき説明する。）

市長

資料の説明については以上であります。この後、意見交換に入りますが、次第にも書いてありますように、ア 国連のインクルーシブ教育の捉えと日本の特別支援教育について、イ 富士市の特別支援教育について、それぞれ区別して意見交換をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まずアの、国連のインクルーシブ教育の捉えと日本の特別支援教育について、資料につきましては、1 ページ目と2 ページ目の前半部分、参考資料の6 ページになります。皆様方から御意見、御質問等ありましたらお受けしたいと思います。

教育委員

丁寧な御説明、ありがとうございました。国連の捉え方からすると、日本のシステムについて懸念が示されているという実情を説明いただいたのですが、懸念というものの中で、確かに合理的配慮の提供が不十分ではないかとか、教育に関する技術が欠如しているのではないかとか、今後改善していくべき方向性としては、確かにそうなのでしょう。しかし一方で、説明いただいた資料を見ても、日本は、あなたはここだとか、君はこっちだということを、別に国の方で措置として決めるという枠組みではなくて、資料の4 ページの富士市における仕組みの中で、相談があった親に対して丁寧に説明をして、その中で本人と親の希望に応じた形で同意を得て、希望に応じた普通学級なり特別支援学級なりでやっていくという仕組みは、国連から思われているよりも、選択肢を増やしているという姿の方が実態なのではないかと思ひます。ですので、この1 ページ目の国連の視点から見た日本のインクルーシブ教育の図で、文科省のところにバツが付けられていますが、この記載の中でも、「能力に応じて場を分け」とありますが、実際には能力に応じて国や自治体が分けてしまっているのではなくて、あくまで本人や御家族の希望等を丁寧に汲み取ってあげた上での特別支援という制度が成り立っているのではないかと思ひます。そうした時に、世界中にはいろいろな仕組みがあるとは思ひますが、日本の仕組みが取り立てて何か懸念を受けるようなものでもないように思ひています。誤解に基づく部分もあるのかと思ひます。日本の法律に従って我々も教育を行っているので、こういう形でニーズを汲んで、丁寧に保護者の希望も聞きながらやっているというところを、もう少し分かりやすく見える化して皆さんに説明することによって、日本のシステムが本当に丁寧にできているんだなと、それによって支援を要する子が教育を受けて、巣立って行って社会で活躍できる基礎を作ってくれているんだということを、分かっていないからこそ皆さん不安に思ったり、懸念したりということになると思ひますので、私も含めてもう少ししっかり仕組みを勉強しつつ、共有していければと思ひました。

市長

ありがとうございます。私も事前に説明をしてもらいましたが、教育委員と同じ思ひをいたしました。日本がこのような形で勧告をされたということですが、日本より

ももっと分けている国もあるということですので、そういうことを考えると、国連の勧告というのは、決して当たらないのではないかなと思いました。

その辺りのことについて、何かありますでしょうか。他の国も同じように勧告されているのでしょうか。

事務局

総括所見で、様々な内容を勧告されましたが、事務局が把握している部分では、有識者がこのように述べています。総括所見では、日本はほかの国と比べて評価された点は多かった。ということです。一方で出された、この教育に関する懸念の部分は、軌道修正し政策を積み上げていかなければならないが、課題は容易ではない。という発言もございました。そして、諸外国のインクルーシブ教育システムの構築について、諸外国もそれぞれの課題を抱えながら、制度設計の努力をしているという実情があるようです。

市長

まだまだ日本のインクルーシブ教育の取組や実態が伝わっていないのではないかなという意見も頂きましたが、そういうことはありますか。

事務局

全てを調べ切れている訳ではありませんが、障害者権利条約に署名した段階から、日本で長く続いてきた特殊教育からスタートしている部分を、すごく大きく変えてきていますが、一度に変えられるものではありません。フルインクルージョンのイタリアでさえ、半世紀を要して今の状態になっていますし、フルインクルージョンと言われていながらも、中では取り出して学習しているお子さんもいるということが少しあるようですので、様々な世界それぞれの国々がインクルーシブ教育を理解して、これが本国のインクルーシブだということ、それぞれ推しているなということが、いろいろと調べる中で出てきました。

教育委員

対日勧告において、分離特別支援教育を終わらせることを目的としてとあり、随分高圧的な表現ですが、ここの根底にあるのが、分離すること自体が差別と考えているのかなと思います。しかし、差別に対する考え方が、日本人とは違うのかなと思います。分けること自体が差別だと考えるのか、もとの違うのだから、それに対応することは差別ではないと考えるのか、差別観の考え方が根本的に違うので、いくら言われても違和感があると言いますか、そのような感じを受けました。

事務局

今、教育委員がおっしゃったとおりです。勧告の中の副委員長がこのように述べています。分離教育というものが、分断した社会を生み出すのです。共生社会に向けて、この分離教育というものを無くさなければならないという考えのもと、日本が行っている細かな、支援学校や支援学級というものは分離教育だという捉えでいるようです。

そこで勧告に繋がっていったようです。ただ日本は、先ほどの説明にもありましたが、例えば大もとの憲法第3条で、全て能力に応じ等しく教育を受ける権利があると、能力に応じてというところから、そして教育基本法第4条でも、障害のあるもの、その障害の状態に応じ十分な教育が受けられるよう、教育上必要な支援を受けなければならないと、それぞれの教育ニーズに合わせたものを手厚く支援をしていくと制度設計されている中、歩んできている国ですので、この分離教育そのものがいけないという捉えでは、日本はないのです。

教育委員

なかなか難しい問題だなと、私は感じております。インクルーシブ教育という、この分離教育ということではないのですが、この平成16年、18年から、障害の方の法令問題がかなり変わってきた中で、細分化されることによって、本当に細かな部分まで、障害をお持ちの方に対して見てきている日本であって、そこが累積されてきた中で、お子さんの成長が以前よりもはっきりとした根拠立てたものができてきているという点では、日本の教育界では、良い部分もあったのではないのかなというところは、ものすごく思っています。しかし、今回勧告で出た分離教育とインクルーシブ教育との違いというところが、すごく問題になっているのかなと、今の説明で分かったのですが、そこをどのようにこれからステップアップしていったところの目標としていくには、かなりの年月がかかるのではないかと思っています。この障害教育に関する部分も、かなり解明された部分もあるでしょうし、まだまだ新しい障害の名前も出てくるものですから、やはり年月ということが1つ1つ解決していくのかなというのが、私の感想です。

市長

教育委員から、これまでの国の取組というのでしょうか、障害者に対する対応が変わってきているということでした。今回この勧告を受けたのですが、今後のことが少し話題になっていますが、今後日本としては、どのような考えになっていくのでしょうか。まだそこまでは示されていないのでしょうか。

事務局

2021年の、2ページのところにありますが、改めて先ほど説明をしました2点ですが、通常学級と通級による指導等、そういうところの連続性のある多様な学びの場の充実、整備を図っていくということで、資料の13ページにありますが、ここにきて、医療的ケア児ですとか、国がかなり聴覚の方の支援にも力を入れているということは、県からいろいろと届く書類からも分かります。どうしていますかということや、予算で補助金が出ますがどうしますかというような書類が届くことから、医療的ケア児のサポートや、聴覚に障害をお持ちのお子さんたちが、通常学級で過ごせるようにというような、そういう医療ともタイアップした支援をしていくという姿勢が伝わってきます。

事務局

付け加えてですが、そちらの2点というのは、障害を考慮した上で、様々な形態で可能な限り、もちろん通常教育の流れに載せて行く考え方は基本です。したがって、今までやってきた支援学校や支援学級の存在そのものは否定しませんが、より、この後話に出てきますが、交流及び共同学習が鍵となって、日本はインクルーシブ教育の構築に向かっていくと思われまます。

市長

医療的ケアということと、通級という、交流というか、そういうことを深めていくということですね。

教育委員

なかなか難しいお話で、安易に回答が出せるような話ではないのですが、海外の話を見ていると、理解の齟齬がやはり大きいのではないかなということで、教育委員と同じなのですが、丁寧に説明をしていくことや、法整備をしていくことが、非常に大事なのかなと思います。当人たちからしてみると、というところが一番大事なのかなと思うのですが、ここに書いてある中では、懐疑派というところの意見の方が、私も思っていて、十把一絡げに短絡的に、みんなが全部一緒にやれば良いという発想は、どうなのだろうかとというところは非常に感じるところでありまして、一緒にやることのメリット、デメリットというのは必ず出てくるので、それに関しては、日本は非常に細かく丁寧に指導を行っているので、今言われている多様性、特に浅いところの多様性、男女や国別というところではなくて、深いところの多様性に対応したやり方を先に取り入れながらやっているのではないかなという感じがすごくします。

市長

いろいろと委員さんからお話を頂きましたが、教育長いかがですか。

教育長

今、各委員さんのお話を伺っていて、改めてインクルーシブ教育システムにおける特別支援教育の現状の在り方について、勧告を受けてびっくりしているというよりも、むしろ、日本のこれまでにやってきた特別支援教育の意義というものを、丁寧に説明していくことや、逆に世界に発信していくことが大事なのかなと考えています。しかし、世界に発信する前に、身近な我々富士市の方々や、日本の方々に、これまで我々がやってきた特別支援教育の価値を丁寧に伝え、説明していくことが必要なのかなと思っています。国は、特別支援教育の中にインクルーシブ教育システムの良さを組み入れていくという考え方です。ですので、特別支援教育という、いろいろなニーズに合った教育を提供し、それを子供たち自身、親自身が、自分で選択して、自分に合った、自分の子供に合った学びの場というものを選びながら、その中で豊かな教育を進めていきたい、いかせたいというのが、日本の教育です。しかしそこに、インクルーシブ教育システムという、障害があっても無くても共に学ぶという考え方を、しっかりと生きづかした上での特別支援教育であることが、これから求められていくので、

先ほど説明されていまして、これからの方向性としては、いかにインクルーシブ教育の共に学ぶという理念を、日本の特別支援教育の中に生きづかせていくかということです。先ほど富士市の様子も少しお話しさせていただきましたが、我々も共に学ぶという、もう片方のインクルーシブの考え方を、もっともっと大事にしていき、より特別支援教育の意義が活かされるようなインクルーシブ教育システムの方を、これからしっかりと構築していく必要があると考えています。

市長

今、教育長の方から話がありましたが、同じ場で学ぶということをインクルーシブ教育と言うならば、勧告というふうになったのかもしれませんが、しかし、日本がこれまでやってきた内容は、特別支援教育とインクルーシブ教育を、良い形で作り上げてきました。先ほど言ったインクルーシブ教育システムというが、これが最も優れたものだという思いがいたします。そのような認識のもと、この後、富士市の特別支援教育について、資料の2ページ後半からその先の資料について、実際に就学支援の状況というものがよく分かったかと思えます。決して相談も強要する訳ではありませんし、その結果、就学支援委員会で決まったことも、決定という訳ではないということで、非常に柔軟にやっていますし、あくまでも御家族や本人の意思を尊重しているということもお分かりいただけたのではないかと思います。

では、その富士市の特別支援教育ということについて、皆さんからの御意見、御質問があれば、お受けしたいと思えます。

教育委員

保護者からの申出によって何か行動をとるような、敢えて申し出なければやらないみたいな感じに受けたのですが、意外とそういうことって隠れているケースが多いような気がします。ですので、申出を待っていてよいのかなというイメージがあります。あまりプライベートなところに入っていくのはよくないということは分かるのですが、意外と隠れているケースが多くて、申出を待つという姿勢だけでよいのかなというところが、少し疑問に感じました。

事務局

早期発見というか、早期に支援をしていくところを目標としています。保護者からの申出だけではなく、それぞれ園に通っていますので、園からの情報を早めにキャッチして、保護者の方で困っていると、園の先生が特別支援教育センターがあるから連絡するようと、また、年長児のお子さんたちには、それぞれ保護者に渡るように、何かお困りでしたらこちらに御連絡くださいというようなアナウンスもしています。園の先生から見て、少し心配だなというお子さんの保護者にアプローチしてもらって、早めにこども発達センターですとか、発達相談室がありますので、そちらを御紹介いただいたり、直接こちらを御紹介いただいたりということで、保護者の自発的なものだけを待っている訳ではございません。

教育委員

これを読んだときに、敢えて保護者からの申出が無いと、こちらからは動かないのかなと思ったものですから、それは少し違うのかなと。でも、そういうことではないということで、積極的にという言葉が良いかどうかは分かりませんが、問題点があったらこちらからも動くということで、分かりました。

すごく気になったのは、インクルーシブの各国の対応が書かれていたところですが、原級留置があるかないかが書かれていましたが、この原級留置とは留年のことでしょうか。そうすると、イタリアでも原級留置があります。フランスでも原級留置があります。ということが書かれていて、おそらく大事なことから書かれているのだと思いますが、これらの国では例えば小学校3年生を2回も3回もやるという、そういうイメージなのでしょう。そうすると、また違ってくるのかなと思います。その辺り、原級留置というものが、どういうものであるのかについて、もし分かれば教えてください。

市長

イタリアはプラスインクルですよね。そして原級留置と。フランスは混合型ですね。

事務局

フランスの状況を御説明します。フランスの義務教育は6歳から16歳となっていて、学年で言えば小学校1年生からリセという高校になると思いますが1年生までとなります。日本の学習指導要領に当たる学校教育で習得すべき共通基礎が定められていて、授業内容の習得状況により原級留置や飛び級があります。逆に飛び越える子もいますということです。原級留置を繰り返す場合には、共通基礎の取得を断念して、中等教育段階の早期から職業自立を目指すという教育が施されているということで、ずっとそこにいる訳ではなく、ある程度のところで、また違った形に進んでいくというような状況のようです。

市長

できないとずっと進級していけないということですね。

教育委員

それが良いかどうかですね。

市長

インクルーシブで。

教育委員

その制度があることと、無いこと、日本はたぶん無いといってよいと思うのですが、何か大きく前提条件が変わってしまうような話ですね。このような留年、原級留置は無いという前提条件で話をしていた気がするのですが、それがあるとなると、また考え方も変わってくるのではないかなと思います。原級留置は、僕は悪い制度だとは、

ちょっと思えないです、問題もあるかと思いますが。

市長

それぞれの国で、いろいろな考え方がある中で、プラスインクルをやりながら原級留置を行うというのは、意外な感じもしないでもないですが。

それでは話を元に戻したいと思います。富士市の特別支援教育の状況についてです。

教育委員

前提をお伺いしたいのですが、2ページに、増加傾向にあるとか、急増しているという言葉が入っているのですが、これは富士市のデータなのですが、日本全体的にもそうなのでしょうか。世界全体的に、カウントできる国はそういう方向性なのでしょうか。

事務局

特別支援教育を受ける子供の数は、日本で2021年度はおよそ57万人。10年前に比べて2倍と言われていています。日本の増加傾向と、富士市も同じ動きをしています。その原因としまして、こちら事務局が把握しているところで2点あります。1つは、知的あるいは発達障害の早期発見ということで、教員そして保護者の特別支援に対する理解が進み、昔だったら見過ごされていたような症状等も、早くに発見するという事です。そしてもう1つが、先ほども言いましたように、制度改正で学校選択は本人の意思、又は保護者の意思を最大限尊重ということで、通常学級に入学するお子さんが増えています。そうしますと、配慮を要するお子さんのカウントが、通常学級で増え続けていくという背景があると言われていています。

教育委員

通常学級におけるということではなくて、一般的に増加傾向にあるのでしょうか。

事務局

文部科学省が昨年度発表したものと、発達障害の公立小中学校の通常学級における発現率ですが、やはり8.8%。小学校は10.4%ですので、富士市とあまり変わりません。ただ、中学校は、全国では5.6%なので、富士市はどちらかという中学生の発現率が増えているということが読み取れると思います。

教育委員

それは通常学級の中でのことですよね。全体的なものというのは、把握はできないのでしょうか。

事務局

支援学級は、本当に増えています。学級数も児童数も増えております。富士特別支援学校も飽和状態です。実は先日富士川地区にお住いのお子さんをお持ちのお母さんで、そちらは清水特別支援学校の方に学区が指定されています。同じ富士市でも、

富士と清水に分かれることになるのですが、それはなぜかと県の方に問い合わせましたところ、本当は富士市なので富士特別支援学校と親御さんは当然思っていたのですが、その学区を富士に入れてしまうと、本当に富士特別支援学校が、面積が狭く子供が溢れてしまっていて、受け入れ状態が悪く、満足いく教育にもつながらないのではないかということで、その学区はなかなか改善されないというような回答を頂きました。

教育委員

まさに今のお話が、富士市における課題になってきていることなんだろうなということを感じます。これからどんどん増えていくということを予想すると、そちらにいろいろなものを増設したり、増員したりということが必須な状況になっていってしまうのではないかなと思いますし、通常学級でも増えているということは、他外国に関しまして、ここに学級の人数に違いがありますよと出ていますけれど、15人とか20人、海外の平均は。そこでそういう子供たちがいても面倒が見られるように1人入っていますみたいな話があるので、体制自体が日本とは違ってくるので、こういうことを含めたところが、今後もし交流を増やしていくにしても課題になりますし、今のように特別の学校の中で見るにしても、数が足りない、人が足りないということが、今後富士市における大きな取組をしなければいけない課題になっていくのかなということがはっきりと見えているのかなと思います。

教育委員

今、富士市のことも説明いただきましたが、特別支援学級において、どのような教育が、しっかりした教育がなされているか、良い教育がなされているか、ここは、見る尺度というか、今そこで何がされているかというより、その教育を受けた方が、その後卒業されて、どのような成長をされて活躍されているのかということから遡って、当時の教育がどうであったかという検証が、1つ指標として意味があるのかなと思います。例えば今回、富士市の現状で、特別支援学級を卒業された後、卒業生の皆さんが、その後、何年後にどのようになっているといった、その辺の聞き取りや統計というものがあるものなのか、教えていただければと思います。

事務局

事務局が把握している範囲でお答えいたします。

先ほど申しましたように、通常学級に在籍しながら通級指導教室に交流しながら学んでいくお子さんの、通級の卒業後の進路調査まとめがあります。令和3年度ですが、16名通級指導教室該当の生徒がいましたが、全日制高校に12名、定時制高校に1名、通信制高校に2名、各種専門学校に1名となっていて、通級の指導を受けながら、進路獲得に向けて、それぞれ出口の方、実績がございます。特別支援学級の生徒さんですが、やはり富士特別支援学校高等部へ進学する生徒さんが多いです。自閉・情緒学級の方は7名が通信制を中心に進学している状態です。

教育委員

その数字というのは、確かに他の市町や県と比べて、富士市の数字というのはどうなのかということもそうですし、これは難しいのかもしれませんが、さらにその後ですよね。高校なり、卒業されてどういう形で活躍されていて、そういう方々が、当時の学びというのが、そういう形で役に立っていると感じているのかということです。この辺のことが、もし何らかの形で情報収集ではないですが、そういうことができると、またこれからの教育を考えるに当たって、さらに良いのかなと思いました。

教育委員

2 ページの表を見させていただいて、増加傾向にあるというところで、これが通常学級での増加というところと、特別支援学校の方の数字も伸びてきているところが理解できました。次の3 ページのところ、配置基準的なものがあって、通常学級の定員数の担任1人の割合と、特別支援学校の方の定員数と教員数の比率を比べたときに、選択をするのは当事者であったり、保護者であったりとした場合、通常学級を選ぶというところは、それはそれで認めているのですが、しかしそこに対する提供する側の配置基準というところが、あまりにも差があるのではないのかなというところを、すごく懸念しています。増やしてくださいといっても、すぐに増える訳でもないということは分かるのですが、そういうところを縮めていくというところが、富士市でももう少しあったらいいのではないのかなというところを、すごく、この数字的なことだけ見て感じました。教育委員がおっしゃったように、この制度、特別支援教育というものが、この10年かなりできた中で、卒業した子の、あくまでも通過地点ではなく、その先の将来どうなっていくかということのための基礎作りの教育機関だと私自身思っています。ですので、ぜひ追っていただいて、どういうところが富士市にとって良いのかとか、現状、卒業するに当たって、社会に出た時に、本当に社会の中で生活していけるのかどうかというところを、事実的に数字を追うのも良いのではないかなということ、すごく思っています。

市長

最初の部分はどうですか。課題というか。

事務局

通常学級は35人ですが、4月の時点で人数が決まるので、その後転入生が入ると36人、37人と増えていったまま、1年を終わることになります。実際に市内の小学校の1年生の教室では36人というクラスがあります。先生1人で。特別支援教育サポート員がいれば良いのですが、サポート員さんの勤務も決まっています、来ない日もありますので、級外の先生がいれば良いのですが、本当に富士市は先生が足りないと感じています。ある学校では、支援学級が2クラスあって11人の児童がいるのですが、6年生が卒業すると8人になるということで、今度8人を1人の先生が、特別支援学級として見るということで、それもまたすごく、非常にいろいろなお子さんもいて大変だという声も挙がってきております。

事務局

付け加えますと、やはり手厚いサポートは必要だなというのが、現場の声です。小学校1年生、36人、37人の中で、配慮を要するお子さんに手厚い支援を、もちろん担任ですので致しておりますが、排せつの自立の手伝い、着脱がまだままならない、そういうお子さんを丁寧に支援しつつ、もちろん本業の学業、授業の方も運営していくということで、市としても手厚いサポート体制は付けていきたいということは、常に思っております。

教育委員

障害児のためということでは話をしていっていると思うのですが、障害児のためということではなくて、そういう子がクラスにいるということは、障害児ではない子のためでもあると思うのです。先生方が大変だといっても、富士市では子供たちにもそういう子の面倒を見させる、というか見てもらう、手伝わせるというか、そういうことで、世の中には障害児が普通にいるんですよということを、学校教育の中で一緒なんだという考え方ですよ、そういうことを、別に教えるということではなくてやってみよう、そういう教育を富士市で進めていけば、別に世の中にはそういう人たちもいるんだということが、社会に出た時に自然に入ってくると思います。特別支援学級や特別支援学校ではなくて、普通にいるということ、それをみんなで面倒を見ていくということ、させていくということで、障害児のためだけではなくて、障害児ではない子のためにも良いのではないかなと思います。

市長

それはまさに、インクルーシブ教育のもう1つの効果と言いましょうか、教育的効果ですね。実際どうでしょうか。教育の現場でそういう子供たちについて。

教育長

今、教育委員と市長からお話があったように、通常学級の中にそうしたハンディを持っているお子さんがいらっしゃるということ、これは、本市ではそれを全面的に受け入れていくというか、それを前提とした教育をやっていこうということで、これまでも、そうした要望があれば応えるように、いろいろな環境整備をしています。それは1つは、ハンディがあるお子さんが、みんなと共有して共同生活、ともに学ぶという姿を獲得していきたい、喜びを味わっていただきたいと同時に、一緒に学ぶ子供たち自身も、そういう生きる姿から学ぶこともたくさんあるでしょうし、それから共に学びながら思いやりの心を育むこともたくさんあると思います。ですので、そうした教育の在り方というのは、非常に意義のあることですし、ある意味インクルーシブ教育の本質的なところ、だからこそインクルーシブ教育は大事なんだと、入るハンディのある子供だけでなく、周りの子供たちにとってもプラス教育的意義があるということで、ともに学ぶシステムは大事なんだということが言われています。その考え方は、やはり尊重していかなければならないと思っていますので、特別支援の教育というシステムを大事にしながら、共に学びながら学んでいく価値を大事にしていきたいと、そういう両面の教育的意義を目指していきたいと、教育委員のおっしゃる通りだ

と、私も考えて進めていきたいと思います。

市長

教育委員から、その後の進学や社会参加のことがありましたが、障害のある方々が社会で当たり前活躍できるような、企業の皆さん方も当然、法定雇用率の部分で積極的に雇用しますし、ユニバーサル就労といって富士市独自の取組もありますから、そういうところで皆さんには活躍していただいて、同じように社会活動を一緒にしていただけるような、そういう富士市にと改めて思います。

もう一つの方で、やはり学校現場における課題というものが、当然出てきますよね。これからもどんどん対象者が増えていくのではないかという中で、例えば1年生からという例がありましたが、これは最後の6番のインクルーシブ教育システム構築に向けての現状課題というところになってくるのではないかと思います、教育長どうですか。

教育長

今、教育委員からお話がありました、あまりにも通常学級と特別支援学級のハンディのあるお子様方への対応の、システム的な受容力が違いすぎるのではないかという課題が出ました。まさに、我々は特別支援教育を進めるときに、多様なニーズは提供して、ありますよと申し上げますが、通常学級に来てくださいね、いつでも受け入れますよ、ご希望があればというときに、じゃあどんなことが提供されるのですかと保護者から言われたときに、この説明をします。この説明をしたときに、やはり35人、それから0から2という、うちの子は本当にこの学級に居て、幸せな時間を過ごせるのだろうかという不安もあるのかなと思います。それに対して特別支援学校の提供は、6人で教員が1人いますよ、そして専門の先生方がいますよとなると、本当なら隣の太郎君と花子ちゃんと一緒にずっと遊んできたから、地元の学校に行きたいけれど、提供の差を見ると、やはりうちの子はつらい思いをするかな。じゃあ、離れ離れになってかわいそうだけれども、特別支援学校の方が手厚くしてくれるんじゃないかなということで、そういう選択を、本当なら多様なニーズで、本当なら通常学級に行きたい、地元の学校に行きたいけれども、条件から見ると特別支援学校のほうが良いのかなというような方もいらっしゃるかもしれません。それでもやはり、前提としては通常学級に行ってもらえるような、これまで隣の花子ちゃんと太郎君と一緒に、これからも一緒に学べるような状況にしていきたいとは、これは基本的に思っております。そのためには、やはり国の定数改善というのは、強く求めています。教育委員会としても、それから市長はじめ市の皆さん方のお力を借りたり、県の力を借りたりして国には強く望み、これからはやはり、今後の特別支援教育はどうなるかという、先ほどの市長のお話の中で、最初のメスはここだろうと思っています。やはり、1学級の人数を減らすことによって、手厚い関わりができてきます。そして、これは国の定め、県の定めですので、やはり市としては、できることは、サポート員という配置を今、学校教育課でも計画を進めていますので、できるだけ市としてサポート員とか、それからいろいろな環境をできる限り作っていきますし、それからエレベーターとかそうした整備についても、御理解をいただいて、そういうニーズがあればそれに対応

できるような形で、市の方からも御理解いただいで進めてくださっています。そうしたできる限りの合理的配慮というものを大事にしていきながら、受け入れ体制を整えていくというのが、これからの方向性かなと思いますので、その努力をしていきたいと思っています。

市長

一通り皆さんから御意見、また感想を含めて頂きましたが、特に加えたいことがありましたらお受けしたいと思いますが、何かございますか。

教育委員

今、教育長からお話があった通りの内容が非常に大事だと思いますが、そこに達するための、教職員さんたちの教育であるとか、子供たちがそういう子供たちを受け入れていくことへの教育と言うのもおかしいのですが、そういうところもしっかりとフォローをしていかないと、受け入れる側もやはり勉強をしていかないといけないというところがありますので、そこも充実させていただければと思います。

市長

そのことについて、どうですか。

事務局

おっしゃるとおりで、担任の先生方も、いろいろなお子さんたちへの声かけ、そういうところでも人権感覚が優れた先生方を育てていくために、いろいろな研修を考えていますし、新しく特別支援学級の先生になるという方々も、まだ心の準備や、いったいどういうふうに接していけばいいのかという点では、今若い先生がとて多いので、戸惑っていることが多いのではないかなということで、今年4月に、そういう先生を対象に研修等を行っていきます。すごく今年やってみて、アフター5で特別支援教育のカテゴリーの講座に、とてたくさん先生方が参加されました。先生たちもそういうところが知りたいというニーズが、すごくあるんだなと。今自分のクラスに困っている子がいるけど、どうしたらいいかなというところで悩みつつ、何か掴むものがあればということでアフター5講座にも参加して下さったのだと思いますが、その先生たちを通して、クラスの子供たちにも同じく理解を広めていけるように、私たちが情報提供をしながら、良い研修を進めたいなと思っています。

市長

今回は特別支援教育における富士市の状況ということで、幅広く皆様方から御意見を頂きました。また、現状もよく分かったかと思いますが、国連の勧告のもと、また日本の考え方、そして富士市の取組について、よく分かったかなと思っています。非常に良い機会だったのではないかとと思っています。

まだまだこのようなことについて、アピールが足りない部分があるのかもしれませんが、十分伝わっていない部分や、間違っって伝わっている部分もあります。そのような声も、時々私の耳に届いていますので、そういうことについては、正しい情報を提

供していきながら、富士市の特別支援教育の取組が、非常に素晴らしいと、しっかりとやっているんだということを伝えていかなければいけないと思っていますし、課題というものもクリアになってきますので、それについては行政としてもしっかりとやっていきながら、環境整備も含めてやっていくということと、それから先生方にも十分理解を深めていただくような研修制度というものをもっと高めていかなければいけないのかなど、改めて思いました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

今日は非常に良いお話・内容で開催することができたのではないかと思ひています。皆様方には改めて感謝申し上げたいと思ひます。ありがとうございました。

閉会

教育次長

ありがとうございました。

今、市長からもございましたが、今回3回目の総合教育会議ということで、インクルーシブ教育と特別支援教育についてのテーマで開催をさせていただきましたが、ここに至る経緯といたしましては、11月議会の一般質問で、インクルーシブ教育と特別支援教育に関する質問が出まして、それを受けて市長の方から、自分自身としても理解を深め、また、教育委員の皆様と一緒に共有していきたいということがございまして、今回に至りました。先ほど話がありましたが、非常に意義があったのかなと思ひています。課題も出てまいりましたし、我々が進むべき方向性について、様々な御提言を頂きましたので、参考に進めてまいりたいと思ひます。

(閉会)